

契約締結前交付書面

商品先物取引
(通常取引契約)

フジフューチャーズ株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

重要事項	2
1. 契約の概要	3
2. 商品先物取引の基礎	4
3. 取引の手続き	5
4. 証拠金について	6
5. ロスカット制度について	11
6. 手数料	12
7. 債務の履行、決済の方法	12
8. 損益計算の具体例について	13
9. 相場予測が外れたときの対処の仕方について	15
10. 営業・受付時間およびサービスについて	16
11. 売買注文の種類および約定条件	17
12. 取引時間等について	18
13. 即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について	19
14. 取扱銘柄について	22
15. 契約の終了事由	23
16. 税金の概要	23
17. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	23
18. 当社の概要	24
19. お問い合わせについて	25
20. 個人情報保護方針について	25
21. 個人番号・法人番号の告知および本人確認について	28
22. 「公金取扱者」について	29
23. 商品先物取引業者の禁止行為について	29
24. 商品先物取引に関する主要な用語	30

重 要 事 項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

さらに、お客様が預託する証拠金の額にくらべて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社または取次先会社（以下「当社等」という。）が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金との分離保管弁済契約による保全措置を行っておりますので、万が一、当社等が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」における商品先物取引です。当社の取扱商品、各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては本書「取扱銘柄について」および「取引時間等について」をご覧ください。

株式会社東京商品取引所 （ http://www.tocom.or.jp/jp/ ） 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番地7号 （電話）03-3661-9191

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね数倍～数十倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターン取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額および徴収の時期などの詳細につきましては、本書「手数料」および別に定める「委託手数料一覧表」をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。限月につきましては本書「取扱銘柄について」をご覧ください。

商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社等が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

その他の取引の制限につきましては本書「営業・受付時間およびサービスについて」をご覧ください。

お客様の資産の保全

「重要事項」で記載しましたが、お客様から差入れを受けた証拠金は、当社の取次先会社を介して株式会社日本商品清算機構に預託され、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産につきましては、日本商品委託者保護基金との分離保管弁済契約により、保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社等が破産手続開始の決定を受け、あるいは株式会社日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社等が違約者と認定された場合であっても、お客様は株式会社日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または株式会社日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本商品清算機構	(http://www.jcch.co.jp/)
東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番地7号	(電話) 03-5847-7521
日本商品委託者保護基金	(http://www.hogokikin.or.jp/)
東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番地7号	(電話) 03-3668-3451

2. 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね数%~数十%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言います。お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要があることがあります。（詳細につきましては後述いたします。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 外務員より「契約締結前交付書面」（本書面）および「受託契約準則」等を交付いたします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 商品取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には外務員にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度の確認のため「お客様理解度アンケート」等にご記入していただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ③ 「口座開設申込書」にご記入ください。特に、年齢、職業、収入、資産状況、投資可能資金額、投資経験、商品取引契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。併せて「反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」をご提出下さい。
- ④ 「マイナンバー制度」および「犯罪収益移転防止法」に基づく個人番号等の確認および本人確認を行います。外務員に個人番号カード等のマイナンバー確認書類および運転免許証等の本人確認書類をご提出いただいておりますのでご了承ください。
- ⑤ 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づく居住地国の確認を行います。「特定取引を行う者の居住地国の届出書」に必要事項を記入のうえ、ご署名・ご捺印ください。
- ⑥ 対面取引と電子取引を併用する取引「Windsor+（ウィンザープラス）」の利用をご希望するお客様につきましては、「Windsor+（ウィンザープラス）」に関する取決事項をご確認のうえ「Windsor+（ウィンザープラス）」の利用申込書に必要事項を記入のうえ、ご署名・ご捺印ください。
- ⑦ 「ロスカット制度」の利用をご希望するお客様につきましては、「ロスカット規程」をご確認のうえ「ロスカット取引利用申込書」に必要事項を記入のうえ、ご署名・ご捺印ください。
なお「ロスカット制度」のご利用にあたりましては、「Windsor+（ウィンザープラス）」の口座開設が必要となります。
- ⑧ ご記入いただいた書類をもとに、口座開設の可否について審査を行います。審査には通常2～3日程度かかります。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑨ 審査の終了後、「商品先物取引の危険性を承知したうえで、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承のうえで、「約諾書・通知書」に必要事項を

記入のうえ、ご署名・ご捺印ください。

- ⑩ 取引の担保として証拠金（株式等の有価証券の充用は取扱っておりません。）を預託します。このとき預託する証拠金のことを預り証拠金といいます。

その際に、当社は「証拠金預り証」をお客様に発行することになります。また、証拠金を預託したからといってもお客様が具体的な注文をしなければ、取引は始まりません。
- ⑪ 注文は当社の注文受付時間内に電話又は「Windsor+（ウィンザープラス）」等により行ってください。電話による注文の際には、商品取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件を外務員にお伝えください。当社で対応している営業・受付時間およびサービス、売買注文の種類および約定条件については本書「営業・受付時間およびサービスについて」および「売買注文の種類および約定条件」をご覧ください。
- ⑫ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨をご連絡いたします。
- ⑬ 注文が成立した場合には外務員または「Windsor+（ウィンザープラス）」にてご確認ください。また、「売買報告書及び売買計算書」を発行しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご申し出ください。
- ⑭ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑮ 商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には電話等にてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。
- ⑯ 商品市場では、急激な価格変動を防止するために即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合および商品取引所が市場状況を勘案し必要と認めた場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度については本書「即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について」をご覧ください。設定幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。
- ⑰ 毎月末に「残高照合通知書」を発行いたします。記載内容を確認し、相違の有無についてご回答ください。ご回答がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑱ 受渡を行わない場合は、「指示日」までに仕切注文により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預り証拠金に加減します。
- ⑲ 建玉の維持に使用していない預り証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には外務員または「Windsor+（ウィンザープラス）」にてご請求ください。お客様から請求のあった日から4営業日以内にお客様にご返金いたします。

4. 証拠金について

委託者証拠金

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」と言います。「委託者証拠金」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてスパンを用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「委託者証拠金」を「維持証拠金」と同額以上としています。

なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「委託者証拠金」は常に一定の金額ではありません。

受入証拠金の総額

お客様が預託した「預り証拠金の総額」に、「売買差損益金」から「手数料（消費税を含む）」を減じた額を加減し、「値洗損益金通算額」を加減した額を「受入証拠金の総額」といいます。

なお、「Windsor+（ウィンザープラス）」の口座照会画面（以下、口座照会画面といいます。）では「預り証拠金」は「現金」、「値洗損益金通算額」は「値洗差金」、「売買差損益金－売買手数料」は「帳尻」、「受入証拠金の総額」は「純資産」と表示しています。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金の総額} + \text{値洗損益金通算額} + \text{売買差損益金} - \text{売買手数料}$$

証拠金制度

当社では、株式会社日本商品清算機構が定めるSPAN®（スパン）証拠金制度に基づく範囲内で独自の証拠金制度を採用しております。当社の定める証拠金制度は次の通りとなります。

受託契約準則第2条第12号に規定する「委託者証拠金」を「証拠金所要額」とします。

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。

当社では、株式会社日本商品清算機構が定めるSPANパラメーターの1つである「プライス・スキャンレンジ」に銘柄毎の枚数を乗じた金額の合計額を「当社委託者証拠金」としています。「当社委託者証拠金」に「当社が定める証拠金掛目」を乗じたものを「証拠金所要額」とします。

ただし、お客様が保有する建玉のうち、同一銘柄に売建玉と買建玉が同時に存在する場合には、売建玉と買建玉の合計枚数の多い方の枚数（同枚数の場合は片建玉の枚数）が対象となります。

商品Aに売建玉を5枚、買建玉を10枚保有している場合
売建玉 5枚 < 買建玉 10枚
⇒ 10枚のみ対象となります。

商品Bに売建玉を10枚、買建玉を10枚保有している場合
売建玉 10枚 = 買建玉 10枚
⇒ 10枚のみ対象となります。

また、1番限につきましては価格変動のリスクをカバーするため「納会月割増額」が加算されます。「納会月割増額」は、1番限の売建玉と買建玉の合計枚数の多い方の枚数（同枚数の場合は片建玉の枚数）が対象となります。

$$\begin{aligned} \text{証拠金所要額} = & (\text{銘柄別証拠金} \times \text{建玉枚数} [\text{売り} \text{と} \text{買い} \text{の} \text{多い} \text{方} \text{の} \text{枚数}] \\ & + \text{納会月割増額} \times \text{1番限の建玉枚数} [\text{売り} \text{と} \text{買い} \text{の} \text{多い} \text{方} \text{の} \text{枚数}]) \\ & \times \text{当社が定める証拠金掛目} + \text{受渡証拠金} \end{aligned}$$

- ※ 「銘柄別証拠金」は「プライス・スキャンレンジ」と同額となります。ただし、「プライス・スキャンレンジ」より「商品内スプレッド割増額」が大きい場合、「プライス・スキャンレンジ」の代わりに「商品内スプレッド割増額」を使用します。
- ※ 「当社が定める証拠金掛目」は、相場状況等により変更する場合があります。

〈証拠金の計算例〉

商品Aの銘柄別証拠金：10万円 商品Bの銘柄別証拠金：5万円
 商品Bの1枚あたりの納会月割増額：3万円 当社が定める証拠金掛目は100%とします

商品A	1番限 (当月限)	2番限	~	5番限	6番限	合計	
売り		5枚					5枚
買い							0枚

商品B	1番限 (当月限)	2番限	~	5番限	6番限	合計	
売り	10枚						10枚
買い	5枚					10枚	15枚

商品Aの証拠金合計額 ⇒ 売り合計5枚、買い合計0枚 ⇒ 5枚 (売り>買い)
 $10万円 \times 5枚 = 50万円$
 商品Bの証拠金合計額 ⇒ 売り合計10枚、買い合計15枚 ⇒ 15枚 (売り<買い)
 $5万円 \times 15枚 = 75万円$
 商品Bの納会月割増合計額 ⇒ 売り1番限10枚、買い1番限5枚 ⇒ 10枚 (売り>買い)
 $3万円 \times 10枚 = 30万円$
 証拠金所要額 ⇒ $(50万円 + 75万円 + 30万円) \times 100\% = 155万円$

ただし、同一銘柄で限月によって銘柄別証拠金が異なる場合においては、枚数に関わらず、売建玉と買建玉の証拠金合計額の多いほうが対象となります。

〈証拠金の計算例〉

商品Cの1番限から5番限までの銘柄別証拠金：2万円
 商品Cの6番限の銘柄別証拠金：5万円 当社が定める証拠金掛目は120%とします

商品C	1番限 (当月限)	2番限	~	5番限	6番限	合計	
売り		2枚				1枚	3枚
買い						2枚	2枚

売建玉の証拠金合計額 ⇒ 1番限から5番限 2万円×2枚=4万円
 6番限 5万円×1枚=5万円
 $4万円 + 5万円 = 9万円$
 買建玉の証拠金合計額 ⇒ 6番限 5万円×2枚=10万円
 売建玉の証拠金合計額 9万円 < 買建玉の証拠金合計額 10万円
 証拠金所要額 ⇒ $10万円 \times 120\% = 12万円$

株式会社日本商品清算機構が定めるSPANパラメーターは相場の急変等の状況により適時見直しが行われますので、「当社委託者証拠金」および「証拠金所要額」は一定の金額ではありません。また、この後の取引でポートフォリオに変更があった場合は証拠金額が変更され、証拠金額が増大することもありますのでご注意ください。

※ 同一商品の同一限月や異限月に売り買いのポジションを持つことは、これに伴うリスクを十分に理解し、取引する必要があります。

建玉を維持するために必要な状態

建玉を維持するためには、「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を下回らないように証拠金を預託しておく必要があります。

$$\begin{aligned} & \text{〔建玉を維持するために必要な状態〕} \\ & \text{受入証拠金の総額} \geq \text{証拠金所要額} \end{aligned}$$

〈受入証拠金の総額〉

お客様が預託した「預り証拠金（現金）の総額」に、「現金授受予定額」を加減した額を「受入証拠金の総額」といいます。

$$\text{受入証拠金の総額} = \text{預り証拠金} + \text{現金授受予定額}$$

〈現金授受予定額〉

「売買差損益金」から「手数料（消費税を含む）」を差し引いた額に、「値洗損益金通算額」を加減した額を「現金授受予定額」といいます。

$$\text{現金授受予定額} = (\text{売買差損益金} - \text{手数料}) + \text{値洗損益金通算額}$$

「売買差損益金」および「手数料」は、反対売買により発生した金額のうち、お客様との間で受払いの済んでないもの（預り証拠金への振替処理が済んでないもの）をいいます。

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

商品相場の変動により「値洗損益金通算額」が悪化した場合や、「プライス・スキャンレンジ」の見直し等により、「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を下回った場合には、「証拠金不足」が生じることになります。

〈証拠金不足額〉

$$\begin{aligned} & \text{証拠金不足とは} \quad \text{受入証拠金の総額} < \text{証拠金所要額} \\ & \text{証拠金不足額} = \text{証拠金所要額} - \text{受入証拠金の総額} \end{aligned}$$

「証拠金不足」は、入金または建玉の決済等により「受入証拠金の総額」が「証拠金所要額」を上回った際に解消いたしますが、入金により対処した場合その後の相場動向により、さらに損失が拡大することもありますのでご注意ください。

また「証拠金不足」は、不足が発生した日の翌営業日正午までにご対応ください。これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午ま

でに「証拠金不足額」以上の現金をご入金ください。

「証拠金不足」が期限までに解消されない場合は、未決済建玉の全部または一部をお客様の計算において決済させていただく場合があります。

「証拠金不足額」が発生した場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損金や不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

また「受入証拠金の総額」の全額を建玉に使うと、予想と反対に動いた場合、すぐに「証拠金不足」が発生することになりますので、資金に無理のない余裕を持ったお取引を心掛けください。

なお、当社では「証拠金不足」に係る請求を「証拠金等不足額請求書」として通知させていただきます。

証拠金の預託の方法

当社指定の下記の口座または即時入金をご利用の上お振込みください。

みずほ銀行兜町支店（当座）0113613

三菱UFJ銀行堀留支店（当座）0006008

振込先名：フジフューチャーズ株式会社

即時入金取扱銀行

- ・みずほ銀行・三井住友銀行・ジャパンネット銀行
- ・楽天銀行・住信SBIネット銀行

（ご注意）

当社名義以外（例えば社員個人名義など）の銀行口座へのお振込みをお願いすることはありません。

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、当社は、値洗益金の払い出し（出金）は行っていません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「証拠金所要額」および「値洗損益金通算額」（益の場合）を差し引いた金額となります。

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、外務員への申し出、もしくは「Windsor+（ウィンザープラス）」にて出金の手続きを行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、お客様にご返金いたします。口座照会画面では『「預り証拠金余剰額」－「注文中証拠金」－「出金依頼額」』を「出金可能額」と表示しています。

5. ロスカット制度について

「ロスカット制度」とは「受入証拠金の総額」が一定の割合まで目減りしたときに、自動的に全建玉の決済をする制度のことです。不測の事態に備えるために有効ですが、急激な相場変動の際には「預り証拠金額」を上回る損失が生じる可能性があります。

(1) ロスカット判定の時刻およびその値段

「ロスカット判定」は、当社が定める時間内において5分間隔で行います。ただし、日中立会終了後は15時25分に、夜間立会終了後は5時40分に行います。値洗損の計算に用いる値段は、当日立会に約定値段がある場合は「ロスカット判定」までの直近約定値段（帳入値段を含む。）とし、当日立会に約定値段がない場合は前営業日の帳入値段とします。

(2) ロスカットアラート基準、ロスカット基準および有効比率

当社では、「ロスカットアラート基準」を「有効比率」の50%と、「ロスカット基準」を「有効比率」の30%と定めております。なお、「有効比率」は、「受入証拠金の総額」を「証拠金所要額」で除した割合で算出されます。

「ロスカットアラート基準」となった場合には、「ロスカット基準」が近づいていることを、ロスカットアラートメールの受信をすることによりご確認できます。また、「ロスカット基準」となり「ロスカット判定」された場合には、未約定注文を取消し、すべての建玉の決済注文が発注されます。その約定につきましては、口座照画面、ロスカットメールにてご確認下さい。

「ロスカット判定」を受け、「ロスカット状態」となった場合、全ての決済注文が約定するまで取引を行うことはできません。また、「ロスカット判定」後の入金の有無にかかわらず全ての建玉は決済されます。

「ロスカット制度」の具体例

例えば、預り証拠金100万円で、商品A（証拠金：10万円）を5枚建玉した場合

① 建玉時の有効比率は200%となります。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{預り証拠金} & \text{帳尻金} & \text{値洗損益金通算額} & \text{証拠金所要額} & & & \\ (100\text{万円} + 0\text{円} + 0\text{円}) & \div & 50\text{万円} & \times & 100 & = & 200\% \end{array}$$

② 値洗損が50万円となった場合、有効比率は100%となります。

$$(100\text{万円} + 0\text{円} - 50\text{万円}) \div 50\text{万円} \times 100 = 100\%$$

③ 値洗損が75万円となった場合、有効比率は50%となり、ロスカットアラートメールを受信することができます。

$$(100\text{万円} + 0\text{円} - 75\text{万円}) \div 50\text{万円} \times 100 = 50\%$$

④ 値洗損が85万円となった場合、有効比率は30%となり、ロスカット判定を受け、ロスカット状態となった場合、全ての建玉に対して決済注文が執行されロスカットメールが送信されます。

$$(100\text{万円} + 0\text{円} - 85\text{万円}) \div 50\text{万円} \times 100 = 30\%$$

6. 手数料

お客様が取引を行った場合は、建玉の決済時に、売買枚数に応じた「手数料」を「預り証拠金」から差し引きます。その金額につきましては別に定める「委託手数料一覧表」をご覧ください。

- ① 取引の損益に加えて、「手数料」と「消費税」がかかります。
- ② 売り・買い双方の取引に必要で有り、取引の決済時に徴収しております。
- ③ 電子取引、通常取引等により「手数料」は異なります。

7. 債務の履行、決済の方法

建玉を決済する（仕切る、手仕舞う）場合には、注文受付時間内に電話又は「Windsor+（ウィンザープラス）」等により行ってください。「ロスカット制度」では、相場の変動等により「ロスカット判定」を行い、「ロスカット状態」となった場合には、お客様の仕切注文を待たずに建玉の決済を行います。仕切注文が成立した場合には、損益（「売買差損益金」）が計算され、取引結果が利益の場合には「売買差益金」から「手数料」を差し引いた金額を預託している「預り証拠金」に加算いたします。取引結果が損失の場合には「売買差損金」に「手数料」を加えた金額を預託している「預り証拠金」から差し引きます。

建玉を全て決済した場合に、「預り証拠金」が「売買差損金」および「手数料」に不足するときは、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

なお、委託を受けた当月限に係る取引について「指示日」の午後4時までに受渡しの指示がなかった場合、または受渡を行う意思の提示があっても受渡代金の入金・入庫がなき場合には、当社において建玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。

8. 損益計算の具体例について

◆東京商品取引所の「金（標準取引）」を1g5,000円の約定値段で3枚買った場合
 (1枚あたりの委託手数料を税込み往復19,580円とします。)

⇒1g5,090円に値上がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差益
5,090円	5,000円	= 90円

1gあたりの差益	倍率	1枚あたりの差益
90円	× 1,000倍	= 90,000円

1枚あたりの差益	売買枚数	売買差益
90,000円	× 3枚	= 270,000円

*3枚分の委託手数料は

1枚の委託手数料	売買枚数	往復手数料
19,580円	× 3枚	= 58,740円

実質的な利益金は

売買差益	往復手数料	
270,000円	− 58,740円	= 211,260円

⇒1g4,940円に値下がりしたときに転売すると

売値	買値	1gあたりの差損
4,940円	5,000円	= ▼60円

1gあたりの差損	倍率	1枚あたりの差損
▼60円	× 1,000倍	= ▼60,000円

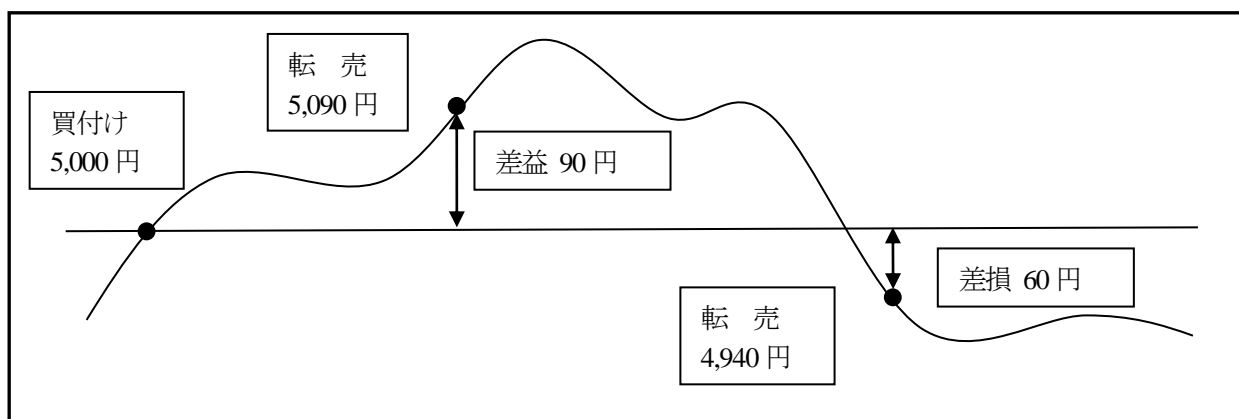
1枚あたりの差損	売買枚数	売買差損
▼60,000円	× 3枚	= ▼180,000円

*3枚分の委託手数料は

1枚の委託手数料	売買枚数	往復手数料
19,580円	× 3枚	= 58,740円

実質的な損失金は

売買差損	往復手数料	
▼180,000円	− 58,740円	= ▼238,740円



◆ 東京商品取引所の「とうもろこし」を1 t 25,000 円の約定値段で5 枚売った場合
(1 枚あたりの委託手数料を税込み往復 7,700 円とします。)

⇒1 t 26,000 円に値上がりしたときに買戻すと

売値	買値	1 t あたりの差損
25,000 円	26,000 円	= ▼1,000 円

1 t あたりの差損	倍率	1 枚あたりの差損
▼1,000 円	× 50 倍	= ▼50,000 円

1 枚あたりの差損	売買枚数	売買差損
▼50,000 円	× 5 枚	= ▼250,000 円

*5 枚分の委託手数料は

1 枚の委託手数料	売買枚数	往復手数料
7,700 円	× 5 枚	= 38,500 円

実質的な損失金は

売買差損	往復手数料	
▼250,000 円	− 38,500 円	= ▼288,500 円

⇒1 t 24,300 円に値下がりしたときに買戻すと

売値	買値	1 t あたりの差益
25,000 円	24,300 円	= 700 円

1 t あたりの差益	倍率	1 枚あたりの差益
700 円	× 50 倍	= 35,000 円

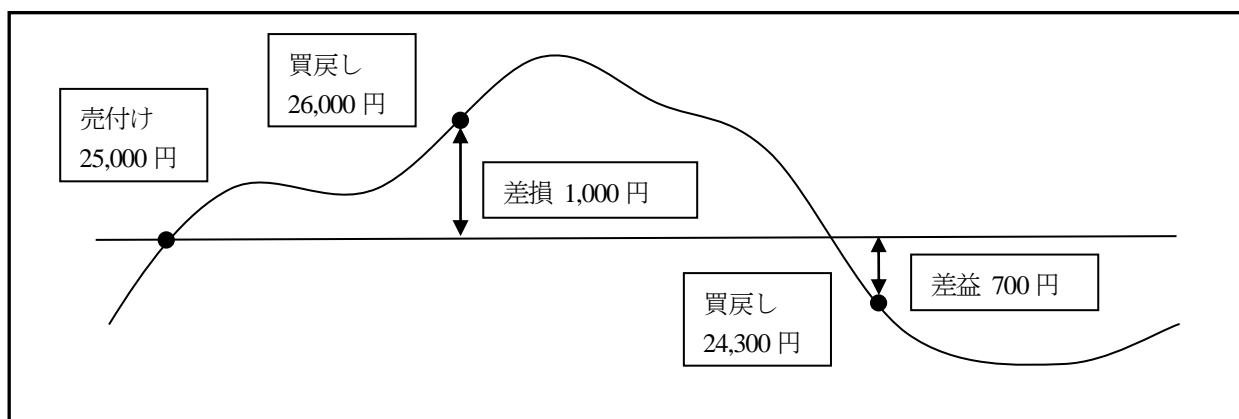
1 枚あたりの差益	売買枚数	売買差益
35,000 円	× 5 枚	= 175,000 円

*5 枚分の委託手数料は

1 枚の委託手数料	売買枚数	往復手数料
7,700 円	× 5 枚	= 38,500 円

実質的な利益金は

売買差益	往復手数料	
175,000 円	− 38,500 円	= 136,500 円



9. 相場予測が外れた時の対処の仕方について

(1) 仕切り (しきり)

値段が予測と反対の方向に動いた場合等、お客様のご指示により、いつでも建玉の仕切り (決済) をすることができます。

但し、即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー発動による立会の中断時等、売買注文が成立しない場合もあります。

(2) 証拠金の預託

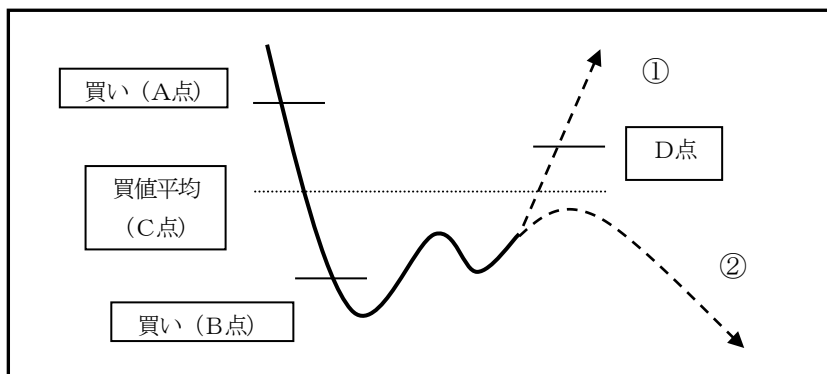
値段が予測と反対の方向に動き、「値洗損益金通算額」が悪化し「証拠金所要額」を下回ると「証拠金不足」が発生し、その「証拠金不足額」を現金にて預託することが必要となります。

これは、お客様が相場の回復を予測して、現在の建玉の仕切り (決済) をせずに取引を続けるためには、すでに預託している証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければならないということです。

(3) 難平 (なんびん)

仮にA点で買い建玉し、予測に反して相場が下げた場合に、これが一時的な下げで相場が回復するとすれば、B点で再び買い建玉することにより、買い平均値段を下げるすることができます。その後、①値段が上がれば、平均値段 (C点) より高い値段 (例えばD点) で決済すれば、A点に達しなくても利益を得ることができます。ただし、②値段が下がれば損失が更に大きくなることもありますので、資金的余裕が必要です。

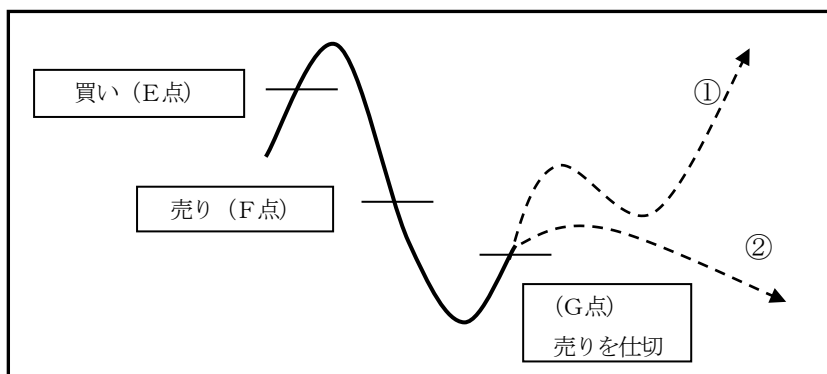
売り建玉から行う場合は、平均値段を上げる方法を用います。



(4) 両建 (りょうだて)

仮にE点で買い建玉し、予想に反して相場が下げた場合、F点で新たに売り建玉することにより損失をくい止め相場の様子を見ることができます。その後、①値段が上昇すると予測できた時点 (例えばG点) で売り玉を決済して値上がりを待ちます。両建のとき値洗いは、ほぼ固定されますが、売り玉を決済した後、②値下がりすれば値洗損が大きくなります。

売り建玉から行う場合は、新たに買い建玉する方法を用います。



10. 営業・受付時間およびサービスについて

当社では、お客様からの受注・お問合せなどの対応、商品取引所への発注などにつきまして、商品取引所の受付・取引時間にかかわらず、次のとおりの対応をさせて頂いておりますので、あらかじめご了承のうえ、お取引を開始されますようお願いいたします。

(1) 営業・受付時間

・お客様からの受注

対面での受注 営業日 8:00~18:00

Windsor+での受注 24時間（メンテナンス時間等を除く）

※定期メンテナンスは、日中立会終了後、夜間立会開始までの間に数分間行われます。

・お問い合わせなどの受付

市況等のお問合せ 営業日 8:00~17:30

お客様の取引状況の確認 営業日 8:00~17:30

取引に関するご相談・苦情 営業日 8:30~17:30

取引システムに関するお問合せ 営業日 8:30~17:30

・お客様から受注した取引の取引所への発注

対面で受注したもの 営業日 8:00~18:00

Windsor+で受注したもの 取引所の注文受付時間内

※立会終了直前に受注した場合、発注が取引所の立会終了に間に合わない場合があります。

(2) 売買注文の種類と約定条件等について

商品取引所の取り扱う売買注文の種類と約定条件にかかわらず、当社の取り扱う売買注文の種類と約定条件は、本書「売買注文の種類および約定条件」のとおりです。

注文の有効期限は、当営業日を含め10営業日以内の指定日の日中立会終了までとなり、納会日の前日までの指定となります。

(3) 取扱銘柄の納会月の取り扱い・受渡しについて

受渡しを伴わない当月限の新規建玉およびエネルギー市場並びにとうもろこしの受渡しは、お取り扱いいたしません。

また、委託を受けた当月限に係る取引について、「指示日」（一般大豆およびとうもろこしにあっては、当月限納会日の属する月の1日（休業日である場合順次繰上げる。）とし、その他の商品にあっては当月限納会日の属する月（取引最終日の属する月）の15日（休業日である場合順次繰上げる。）とする。）までに受渡しを行う意思の提示がなき場合および受渡しを行う意思の提示があっても「指示日」の午後4時までに受渡し代金の入金・入庫なき場合、並びに現金決済先物取引の場合は、当該日時以降の売買立会において、当該取引をお客様の計算において、転売または買い戻しにより処分いたします。取引量の少ない銘柄の場合、約定まで時間を要したり、また現在値に対し大きくかけ離れた価格で約定する場合がありますのでご注意ください。

(4) 入出金について

入出金は原則としてお振込みとなります。但し、やむを得ずお客様が現金の受渡しをご希望される場合には、あらかじめ金額を記載した「証拠金預り証」の交付もしくは「領収書」の受領と同時に行ないます。また、現金の受渡しを行った場合は、金額・日時・外務員の氏名等について、役職員が確認を行ないます。

(5) 充用有価証券について

証拠金として有価証券等を充用することはできません。

(6) 値洗益金について

値洗益金を証拠金として利用することはできませんが、値洗益金の出金はできません。

11. 売買注文の種類および約定条件

売買注文の種類	略称	約定条件	注文の概要
指値注文	指値	FaS	指定した価格以下（買）又は以上（売）で発注する売買注文です。
成行注文	成行	FaK、FoK	価格を指定しないで発注する売買注文です。約定できない場合には、キャンセルされる注文です。
対当値段条件付注文	対当値段	FaS、FaK、FoK	市場で約定できる可能性の高い値段で発注される売買注文です。反対サイドに注文がある場合、最良気配値と約定し、残注文は当該約定価格の指値注文となります。反対サイドに注文がない場合、キャンセルされます。同サイドにも反対サイドにも注文が無い場合、キャンセルされます。
引成注文	引成	Fak	引板合わせ時を、執行条件とする成行注文です。
引指注文	引指	FaS、FaK	引板合わせ時を、執行条件とする指値注文です。引板合わせ時に約定できない場合、指定価格の指値注文となります。
逆指注文	逆指	指定注文の内容により異なります。	発注する際に、指定値段が満たされた場合、指定注文（指値、成行、対当値段）が有効となる条件を指定できる売買注文です。（指値、成行、対当値段＋各注文種類の約定条件を指定します。） ※状況により指定値段より不利な値段で成立する場合、また注文が成立しない場合があります。
IF DONE (イフダン注文)	IFD	指定注文の内容により異なります。	新規注文と仕切注文を組合せて発注する売買注文です。新規注文が約定した場合、その建玉を相手玉とする仕切注文が自動的に発動されます。（新規注文が約定しない限り、仕切注文は発注されません。）
OCO (One side done then Cancel the Other order) (オーシーオー注文)	OCO	指定注文の内容により異なります。	一つの建玉に対し、2つの仕切注文（指値注文とストップ注文）を同時に登録する売買注文です。注文登録時には指値注文のみ取引所に発注されます。指値注文が約定した時点でストップ注文が自動的に取り消されます。 指値注文が約定しないまま現在値段がストップ値段に達すると、指値注文が取り消され、ストップ注文が取引所へ発注されます。
IF DONE OCO (イフダンオーシーオー注文)	IFDOCO	指定注文の内容により異なります。	IFD/OCO注文は、IFD注文とOCO注文の両方の機能を統合した売買注文です。新規注文と、この注文で約定した建玉に対する仕切注文をあらかじめ2パターン予約できます。
IF DONE(仕切) (イフダン仕切注文)	IFD (仕切)	指定注文の内容により異なります。	IFD(仕切)注文は、仕切注文を発注する時に、新規注文の予約をしておくことができる売買注文です。まず仕切注文が発注され、仕切注文が成立すると指定した新規注文が自動的に発注されます。
コンビネーション注文	SCO	指定注文の内容により異なります。	同一商品の限月間スプレッド取引に使用する売買注文です。（指値、成行、対当値段＋各注文種類の約定条件を指定します。）

約定条件	説明
FaS[Fill and Store] (フィルアンドストア)	<p>受付時に約定可能な枚数は約定し、残枚数（未約定注文）は指定した有効期限まで注文が残ります。</p> <p>発注時の有効期限の指定について</p> <p>(1) 1セッション</p> <p>当該セッション（日中立会中に発注したものは、その日中立会終了まで、夜間立会中に発注したものは、その夜間立会終了まで）のみ有効な注文となります。</p> <p>(2) 日付を指定</p> <p>指定日付の日中立会終了まで有効</p>
FaK[Fill and Kill] (フィルアンドキル)	<p>受付時に約定可能な枚数は約定し、残枚数はキャンセルとなります。</p> <p>(有効期限の指定は有りません。)</p>
FoK[Fill or Kill] (フィルオアキル)	<p>受付時に全量約定しなければ、全量キャンセルとなります。</p> <p>(有効期限の指定は有りません。)</p>

※ 成行注文につきましては、全量約定は保証されません。

※ OCO 注文 IFDOCO 注文につきましては、現在値段の監視を一定時間で行っているため、その間隔の間に値段をつけて相場が反転した場合、仕切注文が発注されないことがあります。

※ 指値注文が引け板あわせに成行注文になる指成注文はありません。

※ 注文の優先順位は、「価格優先・時間優先」の原則となります。

価格優先とは

1. 「高い」買いの指値注文は、「安い」買いの指値注文より優先されます。
2. 「安い」売りの指値注文は、「高い」売りの指値注文より優先されます。
3. 成行注文は他の注文に対して価格的に優先されます。

時間優先とは

1. 同一値段の注文（価格的には同じ優先順位）は、先に受付けた注文が遅く受付けた注文より優先されます。
2. 逆指注文は条件が満たされて登録された時間、その他の注文は取引所システムに登録された時間によって時間優先の順位が判断されます。

12. 取引時間等について

立会時間

日中立会は、「8:45」から「15:15」までとなります。夜間立会は、「16:30」から「翌暦日5:30」までとなります。ただし、ゴム市場は「16:30」から「19:00」までとなります。

1 計算区域は、「前営業日の夜間立会+当日の日中立会」となります。このため、1 計算区域の終了は日中立会終了時となります。

引板合わせ

日中立会は、「8:45」に寄板合わせを行なった後、「15:10」までザラバ取引が行われます。

「15:10」から「15:15」までの間、注文受付時間を設け「15:15」に引板合わせが実施されます。

夜間立会は、「16:30」に寄板合わせを行なった後、「翌暦日5:25」までザラバ取引が行われます。「翌暦日5:25」から「翌暦日5:30」までの間、注文受付時間を設け「翌暦日5:30」に引板合わせが実施されます。

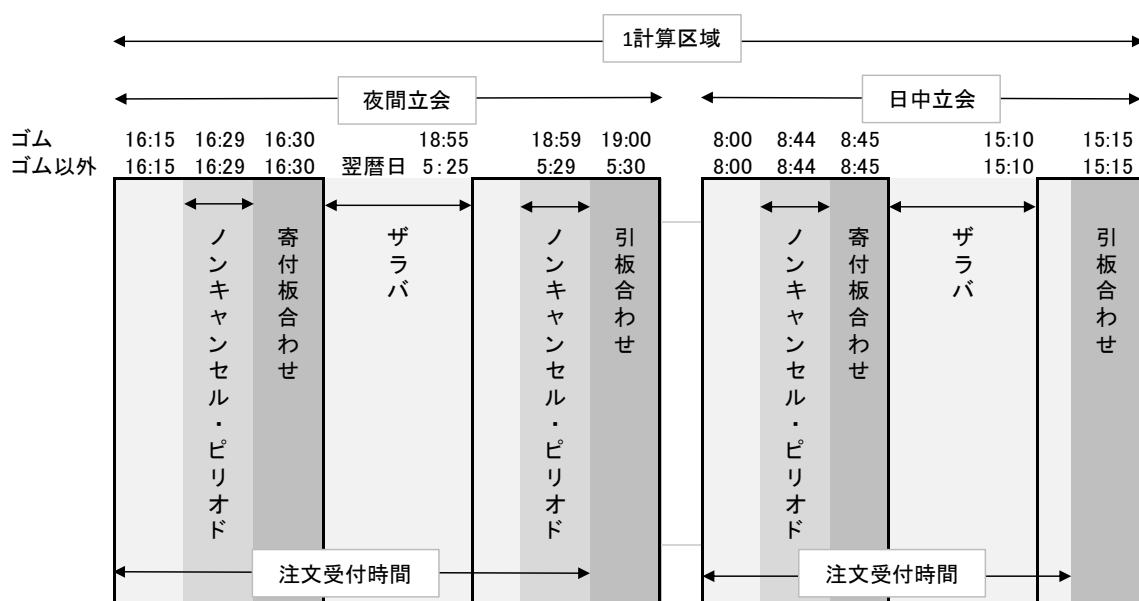
ゴムについては、「18:55」までザラバ取引を行い、「18:55」から「19:00」までの間、注文受付時間を設け、「19:00」に引板合わせが実施されます。

ノンキャンセルピリオド

板合わせ直前の注文訂正及び取消しにより、板合わせ価格が直前に変動することを防止するため、日中立会の寄板合わせ、夜間立会の寄板合わせ及び引板合わせ直前に、1分間の注文訂正及び取消しを行うことができない時間帯（「ノンキャンセルピリオド」という。）が設定されます。

※日中立会の引板合わせ、サーキットブレーカー解除後の板合わせ及び即時約定可能値幅後の板合わせは対象外となります

寄付板合わせ、引板合わせのスケジュール



新甫発会日

新甫発会は、翌営業日の日中立会からとなります。

ミニ取引の取引最終日

標準取引の当月限納会日の前営業日の日中立会までです。当社におきましては指示日までの取引となります。

1.3. 即時約定可能値幅およびサーキットブレーカー制度について

即時約定可能値幅 (DCB)

即時約定可能値幅 (DCB : Dynamic Circuit Breaker) とは、価格の連続性を維持し、急激な価格変動を防止するための制度です。

i 概要

- ① 即時約定可能値幅外で注文が対当した場合には、30秒間、立会の一時中断を行います。
- ② DCB中は注文受付を行い、板合わせから再開いたします。
- ③ 即時約定可能値幅は基準値段を基に設定されます。

※基準値段は原則として直近約定値段です。

ii 注意事項

- ① 寄付板合わせ時（日中立会、夜間立会とも）には即時約定可能値幅は設定されません。
- ② 引板合わせ時（日中立会、夜間立会とも）には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約

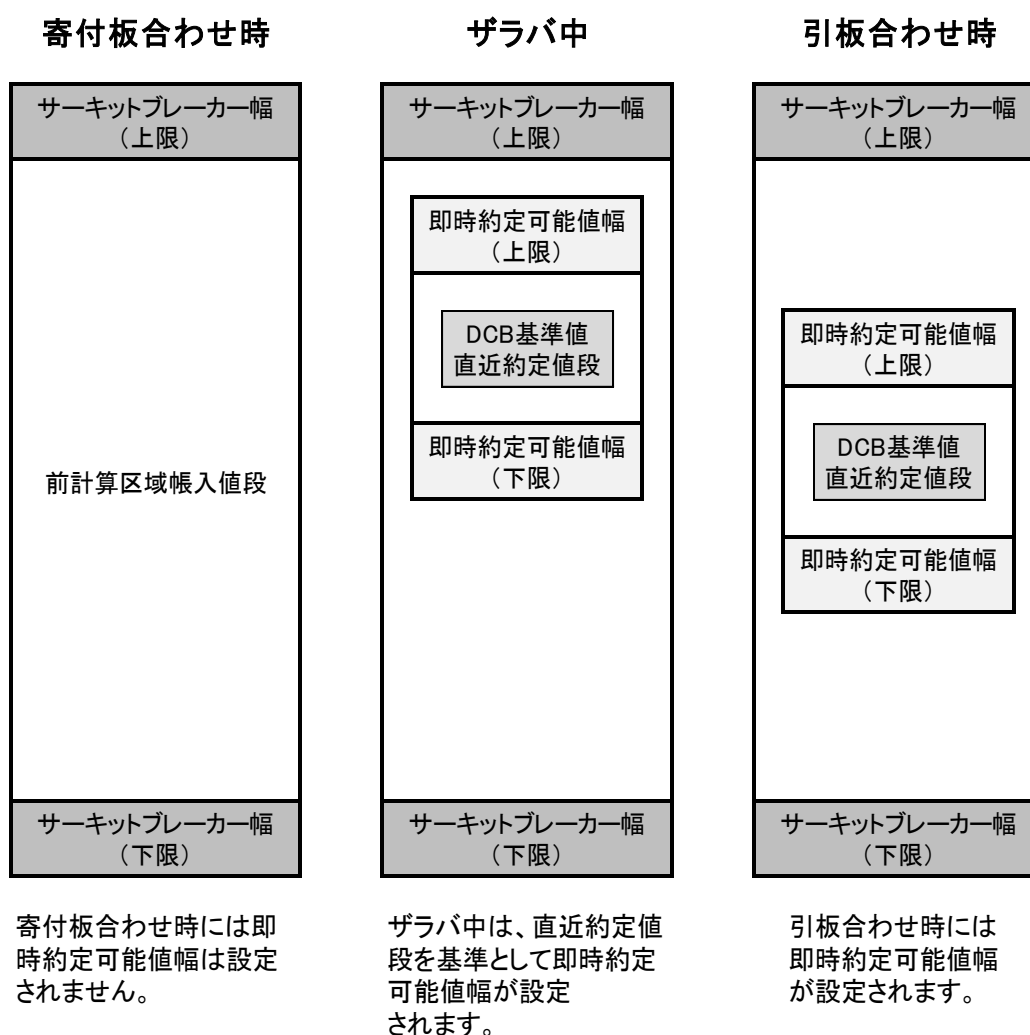
定が成立します。

- ③ DCB後の板合わせ時には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ④ サーキットブレーカー後の板合わせ時には即時約定可能値幅は設定されません。
- ⑤ FoKではDCBは発動しません。
- ⑥ 即時約定可能値幅は定期的に見直しされます。

サーキットブレーカー (SCB) 制度

サーキットブレーカー(SCB: Static Circuit Breaker)制度とは、市場状況を勘案し商品取引所が必要と認めた場合、必要と認めた時間、立会を中断するための制度です。

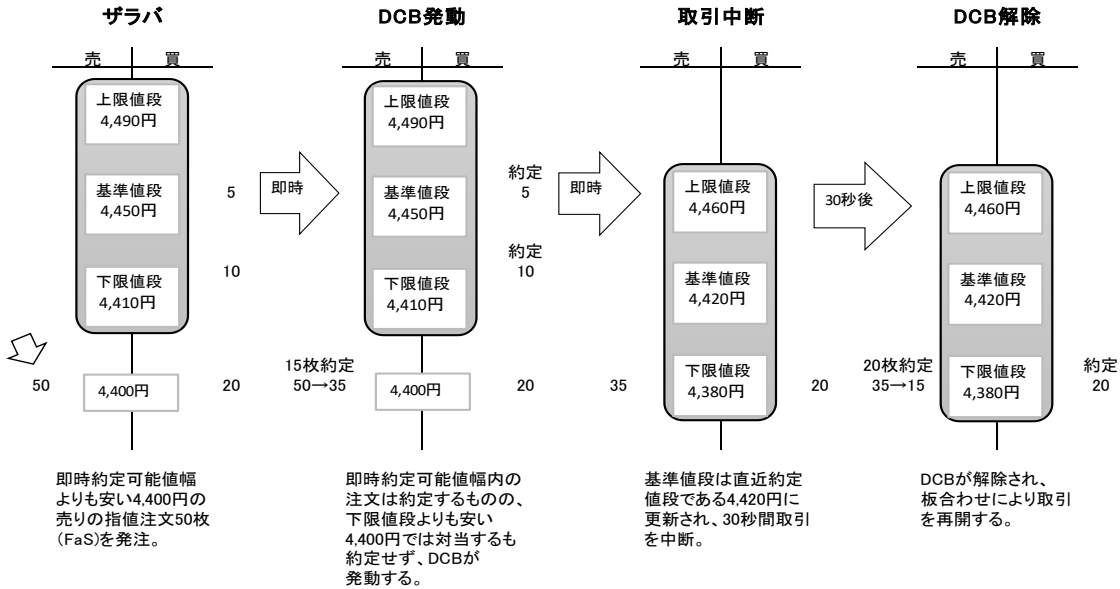
即時約定可能値幅とサーキットブレーカー幅のイメージ



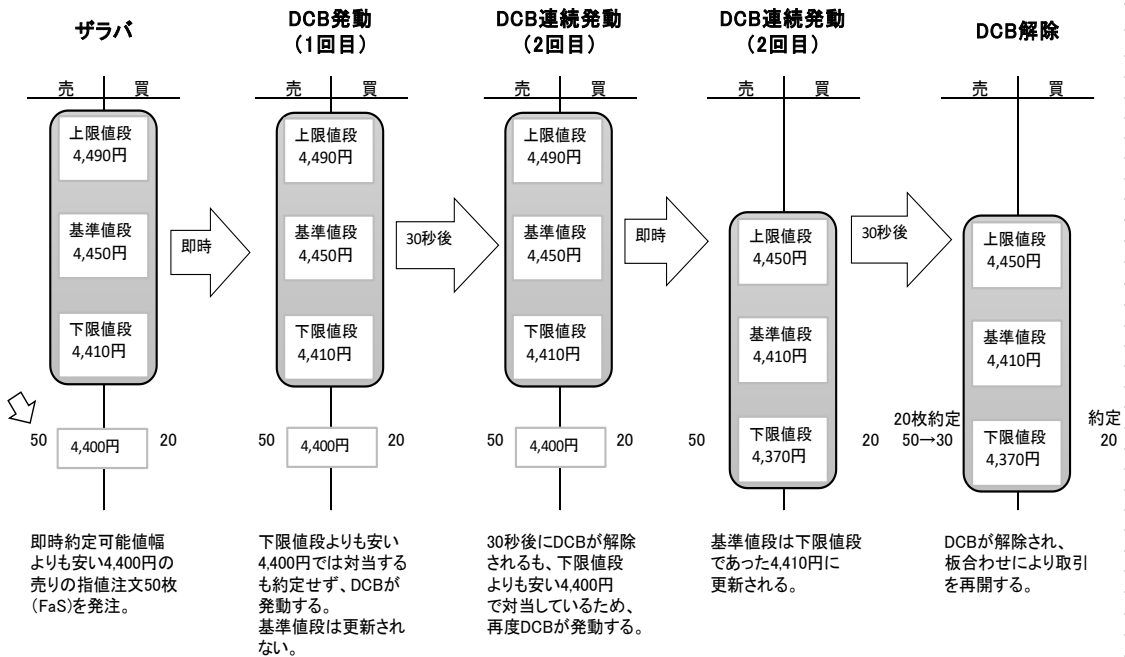
※ 即時約定可能値幅とサーキットブレーカー幅は見直しされる場合があります。即時約定可能値幅を定期見直しにより変更する場合は、日中立会から反映され、サーキットブレーカー幅を定期見直しにより変更する場合は夜間立会から変更されます。

即時約定可能値幅の具体例

例1	DCB幅 40円	※通常の例
	直近約定値段	4,450円
	買注文	4,455円 5枚
		4,420円 10枚
		4,400円 20枚



例2	DCB幅 40円	※DCB基準値が直近約定値段にならない例
	直近約定値段	4,450円
	買注文	4,400円 20枚



14. 取扱銘柄について

東京商品取引所

(2018年10月9日現在)

	呼値	呼値の 単位	取引単位	倍率	限月	〇〇円値動きしたとき の売買差損益
ゴム (RSS)	1kg	10 銭	5 t	5,000 倍	連続6限月	1円 ⇒ 1×5,000 =5,000円
ゴム (TSR)	1kg	10 銭	5 t	5,000 倍	連続6限月	1円 ⇒ 1×5,000 =5,000円
金 (標準取引)	1g	1円	1kg	1,000 倍	12ヶ月以内 の偶数月	10円 ⇒ 10×1,000 =10,000円
金 (ミニ取引)	1g	1円	100g	100 倍	12ヶ月以内 の偶数月	10円 ⇒ 10×100 =1,000円
金 (限日取引)	1g	1円	100g	100 倍	1 計算区域 (限日取引)	10円 ⇒ 10×100 =1,000円
銀	1g	10 銭	10kg	10,000 倍	12ヶ月以内 の偶数月	1円 ⇒ 1×10,000 =10,000円
白金 (標準取引)	1g	1円	500g	500 倍	12ヶ月以内 の偶数月	10円 ⇒ 10×500 =5,000円
白金 (ミニ取引)	1g	1円	100g	100 倍	12ヶ月以内 の偶数月	10円 ⇒ 10×100 =1,000円
白金 (限日取引)	1g	1円	100g	100 倍	1 計算区域 (限日取引)	10円 ⇒ 10×100 =1,000円
パラジウム	1g	1円	500g	500 倍	12ヶ月以内 の偶数月	10円 ⇒ 10×500 =5,000円
ガソリン	1kℓ	10円	50kℓ	50 倍	連続6限月	100円 ⇒ 100×50 =5,000円
灯油	1kℓ	10円	50kℓ	50 倍	連続6限月	100円 ⇒ 100×50 =5,000円
原油	1kℓ	10円	50kℓ	50 倍	連続6限月	100円 ⇒ 100×50 =5,000円
小豆	1袋 (30kg)	10円	80袋 (2,400kg)	80 倍	連続6限月	100円 ⇒ 100×80 =8,000円
一般大豆	1 t	10円	25 t	25 倍	12ヶ月以内 の偶数月	1,000円 ⇒ 1,000×25 =25,000円
とうもろこし	1 t	10円	50 t	50 倍	12ヶ月以内 の奇数月	100円 ⇒ 100×50 =5,000円

※ 金 (ミニ取引)、白金 (ミニ取引) 及び原油の取引方法は、現金決済先物取引です。

※ 金 (限日取引)、白金 (限日取引) の取引方法は、1 計算区域の立会時間において成立し、又は1 計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引の現金決済先物取引 (限日型) です。

注) 立会時間、限月等は変更することがあります。

15. 契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められるものであることが判明した場合
- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属していることが判明した場合
- ・長期療養者であることが判明した場合
- ・破産者で復権を得ていないことが判明した場合
- ・商品先物取引を借り入れにより行っていることが判明した場合
- ・不正資金によって取引をしていることが判明した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・他人名義等で取引を行っていることが判明した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・「Windsor+（ウィンザープラス）に関する取決事項」ならびに「受託契約準則」に違反した場合
- ・暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力のいずれかに該当することが判明した場合
- ・反社会的勢力との間で何らかの関係を有していることが判明した場合
- ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと判断した場合
- ・外国PEPsに該当することが判明した場合
- ・実質的支配者が不透明な法人に該当することが判明した場合
- ・契約時確認事項に偽りがあることが判明した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- ・居住地が不明、又は当社の求める登録住所の変更手続きに応じない場合
- ・その他、当社が不適格者であると判断した場合

16. 税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。商品先物取引の差金等決済による所得は税率 20%（所得税 15%、住民税 5%）の申告分離課税です。ただし、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで（25 年間）「復興特別所得税」として、個人のお客様の所得税額に 2.1% を乗じて得られた額が課税されます。また損失は翌年以降 3 年間の繰越控除ができます。さらに、金融商品先物取引等（くりっく 365、日経 225 先物、TOPIX 指数先物等）との損益通算ができます。手数料に対しては消費税等が課税されません。

詳しくは、税務署、税理士等の専門家にお問い合わせください。

「商品デリバティブ取引に関する税金」につきましては、日本商品先物取引振興協会ホームページにて詳しい説明がございます。日本商品先物取引振興協会ホームページ <http://www.jcfia.gr.jp/>

17. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条 22 項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項 1 号）の受委託の取次ぎにあたり、お客様の注文を外務員が受注する対面取引の方法およびインターネットを利用した電子取引の方法により行います。当社は株式会社東京商品取引所の取次業者であり、お客様から委託を受けた注文を取次先会社を介して商品取引所において執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

18. 当社の概要

商 号 フジフューチャーズ株式会社
FUJI FUTURES CO., LTD.

代表取締役社長 寺町 美摩

設 立 昭和38年9月16日

資 本 金 1億円

経 営 理 念 良質な情報・高度な技術・心のこもったサービス

本 社 〒104-0033
東京都中央区新川一丁目16番3号
TEL. 03(5543)2211 FAX. 03(5543)2655

事 業 内 容 貴金属、農産物、石油製品、ゴム等の商品先物取引業

取 次 先 商 号 フィリップ証券株式会社
所在地 東京都中央区日本橋兜町4番2号
代表者 代表取締役社長 下山 均
資本金 9億5,015万円

加 入 団 体 日本商品先物取引協会会員
日本商品先物振興協会会員
日本商品委託者保護基金会員

主要取引銀行 みずほ銀行
三菱UFJ銀行
三井住友銀行

URL <http://www.fuji-ft.co.jp/>

■ アクセスマップ



東京メトロ茅場町駅3番出口より
徒歩6分、JR・東京メトロ八丁
堀駅B4出口より徒歩10分

19. お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、外務員にご確認ください。また、取引の内容に異議がある場合や、外務員によるご説明が不十分な場合には、「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

フジフューチャーズ株式会社「お客様相談窓口」

電 話 03-5543-2666

受付時間 月～金（祝祭日を除く）8：30～17：30

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7-6F

電 話 03-3664-6243

受付時間 月～金（祝祭日を除く）9:00～17:00

20. 個人情報保護方針について

当社は、当社が取得する個人情報および個人番号を含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）について「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）等の法令やその趣旨を遵守して、個人情報を保護することが重要であると認識し、個人情報の保護について次のように取扱います。

（1）重要性の認識

当社は、当社の事業を行うに当たり、お客様や役員、従業員等に関する個人情報および特定個人情報を取り扱っておりますが、個人情報保護法という個人情報取扱業者として、これらの個人情報および特定個人情報が法令等によって保護されていることの重要性を認識し、個人情報および特定個人情報の取得、利用、管理等に当たってその保護を図るものです。

（2）法令の遵守

当社は、当社の事業を行うに当たり個人情報および特定個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法ならびに番号法等の法令を遵守します。

（3）利用目的の公表

当社は、法令等で定められた場合を除き、個人情報および特定個人情報の利用目的をパンフレットやホームページ等適切な方法により公表します。

（4）適切な取得

当社は、個人情報および特定個人情報を適切な方法で取得します。

（5）利用目的の特定

当社は、当社の事業の目的のみに取得した個人情報および特定個人情報を利用し、法令等で定められた場合を除き、目的外の利用をしません。

（6）第三者への提供

当社は、法令等で定められた場合を除き、個人情報および特定個人情報を第三者に提供しません。

- (7) 正確性の確保
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報および特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- (8) 安全管理措置
当社は、個人情報および特定個人情報の改ざん、破壊、紛失、漏洩等の事故発生を防止するため、従業員の監督、委託先の監督、不正アクセス対策等の安全管理措置を講じます。
- (9) 内部規則の遵守等
当社は、個人情報および特定個人情報の保護を図るため内部規則を制定し、役員、従業員に遵守させるとともに教育、啓蒙します。
- (10) 開示等の求め
当社は、個人情報および特定個人情報のご本人から開示、訂正、削除、停止等の求めがあった場合には、法令および別に定める規程に従って適切に取り扱います。
- (11) 苦情の申し出
当社の個人情報および特定個人情報の取り扱いについて苦情がある場合は、当社は法令および別に定める規程に従って速やかに対応します。
- (12) 問い合わせ先
当社の個人情報および特定個人情報の取扱いについての問い合わせは、フジフューチャーズ株式会社「個人情報保護管理室」までお願いします。

■個人情報保護方針の改訂の告知について

当社は、個人情報および特定個人情報の取り扱いに関する社会環境の変化に適切に対応するため、個人情報保護方針の一部または全てについて見直しを行ない、改訂することがあります。重要な変更がある場合には、当社の Web サイト上に一定期間掲載いたします。

商品先物取引の受託等における個人情報の利用目的について

当社は、下記に挙げる商品先物の受託業務及びこれに付随する業務等を遂行するために必要な範囲で個人情報を利用いたします。

- (1) 商品先物取引、商品ファンド、純金積立等、諸法令に基づいた金融商品等の勧誘や受託の取り次ぎ、サービスの案内及びお客様の管理を行なうため
- (2) 当社との間で秘密保持契約を締結している業務委託先である企業等に必要な限度において開示するため
- (3) 当社が提供するサービス等に関するお問い合わせやお申し込みに対し、電話・メール・郵送等での返信等を行なうため、またお客様ご本人であることを確認するため
- (4) 当社が提供するサービス等に追加や変更が生じた場合にその内容をお知らせするため
- (5) 適合性の原則等に照らし、サービス等の提供の妥当性を判断するため
- (6) 提供サービスの改善や向上及び新サービス等の開発を目的とした研究のため
- (7) 統計データとして処理及び集約した情報を公表するため
- (8) 日本商品先物取引協会の反社会的勢力照会制度による照会を行うため
- (9) その他諸法令に基づいたお客様との取引を、適切かつ円滑に履行するため

商品先物取引の受託等における特定個人情報の利用目的について

「先物取引に関する支払調書」「金地金等の譲渡の対価の支払い調書」等の法定調書の届出事務のため、特定個人情報を利用します。

個人情報および特定個人情報の利用目的による制限について

当社は、以下で定める場合を除き、明示した利用目的を超えて個人情報および特定個人情報を利用することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体、または財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 国の機関や地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令上の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (4) 米国政府および日本政府からの要請により、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合
 - ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
 - ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
 - ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関
(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く)。

フジフューチャーズ株式会社「個人情報保護管理室」

電話 03-5543-2211

受付時間 月～金（祝祭日を除く）9：00～17：00

2 1. 個人番号・法人番号の告知および本人確認について

マイナンバー制度およびマネー・ロンダリング、テロ資金供与防止のため、本人確認が必要となります。個人のお客様の確認事項は氏名・住所・生年月日・職業・取引の目的、法人のお客様の確認事項は名称、本店または主たる事務所の所在地、法人のお客様のために取引を行っていること※1、事業の内容、取引の目的、実質的支配者※2の氏名・住所・生年月日となります。

(1) 個人の場合の確認書面

以下の①及び②の確認書面が必要となります。

①個人番号確認書面（1点）

個人番号カード
通知カード
住民票の写し（番号付き）

②本人確認書面（2点）

個人番号カード
運転免許証
旅券（パスポート）
健康保険証
住民票の写し等

(2) 法人の場合の確認書面

以下の①、②及び③の確認書面が必要となります。

①法人番号確認書面（1点）

法人番号指定通知書 等

②法人の本人確認書類（1点）

登記事項証明書
印鑑登録証明書等

③代表者および売買担当者の本人確認書類（2点）

個人番号カード
運転免許証
旅券（パスポート）
健康保険証
住民票の写し等

※1 委任状、登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ）による確認

※2 お客様の申告による確認

有効期限のある公的証明書については、提示又は送付を受ける日において有効なものである必要が有ります。有効期限のない公的証明書については、提示または送付を受ける日の前3ヶ月以内に作成したものに限られます。なお、お客様が連絡先を定めている場合においても、本人確認の為、取引に係る文書を、本人確認書面に記載の住所に書留郵便等により、転送不要郵便物として送付いたします。

2.2. 「公金取扱者」について

当社は、不正資金流入防止のため、次に該当される方につきましては、「公金取扱者」とさせていただきます。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

※「公金取扱者」に該当される方は、自己資金で取引を行う旨の申出書の差し入れをお願いいたしております。お取引開始後に「公金取扱者」に該当することとなった場合は、外務員もしくは管理部門までご連絡ください。

2.3. 商品先物取引業者の禁止行為について

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項について、顧客から指示を受けずに取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝、勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。
- ⑨ 委託者資産の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ⑩ 故意に、顧客の取引と自己（商品先物取引業者）の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。
- ⑪ 顧客の指示を受けずに、顧客の計算によるべきものとして取引をすること。（「受託契約準則」に定める場合を除きます。）
- ⑫ 売付け又は買付け、転売又は買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。
- ⑬ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。（第三者が特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供させることを含みます。）
- ⑭ 顧客に対して、取引の単位を告げずに取引を勧誘すること。
- ⑮ 転売又は買戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。
- ⑯ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑰ 同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。

2.4. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、<u>言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分に読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、未習熟のお客様の場合は、お客様が申告された投資可能資金額を3で除した金額を限度としてお取引いただいております。また、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も受託契約準則にしたがって行われます。</p>
証拠金預り証	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p>
売買報告書及び売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに発行する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月発行する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、相違の有無についてご回答ください。ご回答がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに発行いたします。</p>

SPAN [®] (スパン)	SPAN [®] とは、シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN [®] 証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体 (ポートフォリオ) から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、株式会社日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値 (変数) を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。
直接預託 差換預託	商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は株式会社日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま株式会社日本商品清算機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で株式会社日本商品清算機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。
限 月	契約履行の最終期限に当たる月を限月 (げんげつ) と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日 (納会日) までに、取引を終了 (決済) する必要があります。
差金決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を) 仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。
現物の受渡しによる決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品先物取引業者によっては、現物の受渡しによる決済を行っていない場合もあります。
日本商品委託者保護基金	日本商品委託者保護基金 (保護基金) は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、株式会社日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対

	<p>象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>
株式会社日本商品清算機構（JCCH）	<p>株式会社日本商品清算機構（JCCH）は、「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>
日本商品先物取引協会	<p>日本商品先物取引協会は、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p style="text-align: center;">http://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p style="text-align: center;">〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル6F</p> <p style="text-align: center;">電 話 03-3664-6243</p> <p style="text-align: center;">電話受付時間 月～金（祝祭日を除く） 9:00～17:00</p> </div>
外国PEPs	<p>外国PEPs（重要な公的地位にある者(Politically Exposed Persons)）に該当するのは、次の方となります。</p> <p>①外国において、元首その他の国務大臣及び副大臣に相当する職に就いている方</p> <p>②外国において、政府の要人であり、議会議長、副議長に相当する職に就いている方</p> <p>③外国において、最高裁判所の裁判官に相当する職に就いている方</p> <p>④外国において、特命全権大使、公使、特派大使等の職に就いている方</p> <p>⑤外国において、統合幕僚長、陸、海、空幕僚長に相当する職に就いている方</p> <p>⑥外国において、中央銀行の役員に就いている方</p> <p>⑦外国において、予算について国会の議決を経る等の必要があるなどの法人の役員に就いている方</p> <p>⑧過去に上記 ①～⑦であった方</p> <p>⑨上記 ①～⑧の家族（祖父母及び孫は含みません）の方</p> <p>⑩実質的支配者が上記 ①～⑨である法人</p>

フジフューチャーズ株式会社

東京都中央区新川一丁目 16 番地 3 号

電話 03-5543-2211 (大代表)

2020.03.01